

新たに設置された附属機関等について

- 市民参加推進条例では、附属機関等の「会議の公開」と「公募委員の選任」について規定されており、市政参加制度の中で、特に重要なものと位置付けられています。
- そのため、新たに設置された附属機関等については、会議の公開・非公開、公募委員選任の有無を市民参加推進フォーラムに報告しています。

1 附属機関等とは？

行政が特定の事項について、外部の専門家等から意見を聴くために設置する機関又は会議。「附属機関」と「懇談会等」がある。

区分	附属機関	懇談会等
概要	特定の事項について、市長の諮問に応じて、調停、審査又は審議を行う機関	行政運営上の参考とするため、意見や助言を聴く、又は意見交換を行う会議
設置根拠	法律又は条例 ※設置するには議会の議決が必要	要綱
委員の身分	非常勤の公務員	—
意見の取扱い	合議体として結論を出す。	結論を出さずに、委員の方それぞれの意見を行政が参考とする。

2 会議の公開について（市民参加推進条例 第7条）

- ・ 附属機関等の会議は、公開しなければならない。
- ※ ただし、京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報（プライバシー情報等）が公になる場合を除く。

3 公募委員の選任について（市民参加推進条例 第8条第2項）

- ・ 市民の市政への意欲を高めるとともに、附属機関等の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。
- ※ ただし、法律又は政省令で委員の要件が明確に定められているものなど、公募委員の選任を行わないことが適当であるものについては除く。

公募委員の選任に係る基準については、平成30年6月に「京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に規定し、明確化を図った（指針第5条第6号）。

京都市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

第1号 プライバシー情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと思われ得るもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

第2号 法人等事業活動情報

法人（本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

第3号 任意提供情報

法人等又は個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

第4号 公共の安全・秩序の維持情報

公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

第5号 審議・検討・協議事項

本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第6号 事務又は事業遂行情報

本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人その他の本市、国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第7号 法令秘等情報

法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報

京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針（抜粋）

（委員の選任等）

第5条 附属機関等の委員の選任に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広く各界各層及び青少年を含む幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 「附属機関等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づき、女性委員の積極的な登用に努めること。
- (3) 委員の定員は、原則として20名以内とすること。ただし、法令等に定めのある場合その他特別な事情がある場合を除く。
- (4) 委員の任期は、原則として1期2年以内とすること。また、同一人の兼任は、3附属機関等（市長以外の任命権者がその委員の委嘱等を行う附属機関等を含む。）を上限とし、同一人の同一附属機関等への在任は、通算して6年を超えないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 法令（条例を含む。）の規定により委員の資格に関し特別の条件が付されている場合その他委員の選任につき選択の余地がない場合
 - イ 審議等を行う事項に関し高度に専門的な知識又は卓越した能力を有する委員である場合その他市長が特別の事情があると認める場合
- (5) 市職員は、法令等に定めのある場合や、その専門的知識が必要である場合等特に必要がある場合を除き、原則として附属機関の委員に任命しないこと。
- (6) 京都市市民参加推進条例第8条第2項に基づき、次に掲げるものを除き、公募委員を選任すること。
 - ア 法律又は政省令で委員の要件が明確に定められており、市民公募委員を選任する余地のないもの
 - イ 特定の個人、企業、団体等に関する審査・意見聴取等を行うもので、特に専門性が高いもの
 - ウ 懇談会等において、特定分野の企業・団体等及び有識者から意見を聴くことを主な目的としているもので、特に専門性が高いもの
 - エ 懇談会等において、委員間の連絡調整や事業実施等を主な目的とするもの
 - オ 極めて高度の専門性が要求されるもの
 - カ その他総合企画局長が特に認めるもの